

川北4号雨水幹線築造工事 通行規制のお知らせ

浸水対策事業である表記の工事について 11月上旬より現地着手しております。左記期間中におきまして、一部市道が片側通行止または車両通行止となりますので迂回をお願いいたします。市民の皆様には大変ご迷惑を掛けることとなります。ご理解とご協力をいただけますようお願いいたします。

【工事箇所】

中田町字浜田
(市道幹線北町日ノ峰線、市道中田2号線)

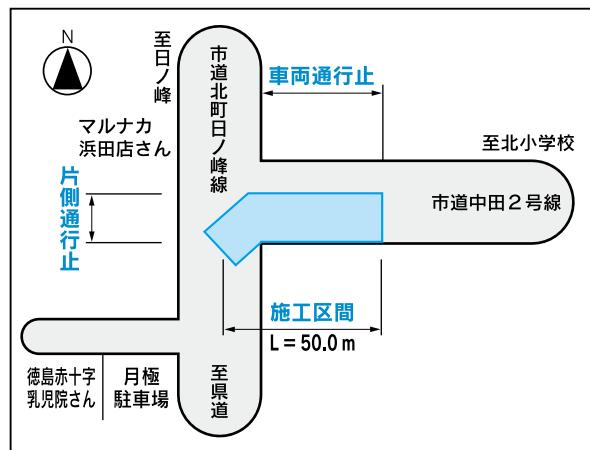
【工事概要】

施工延長 約50m
ボックスカルバート 2.0m×2.0m

【通行止期間】 平成22年3月31日まで

【規制内容】 片側通行止、車両通行止

お問い合わせは、市都市整備課下水道室（市役所2階☎32・3957）まで。



浄化槽の法定検査を定期的に受検しましょう

浄化槽設置者の皆様には、日頃より適切な維持管理をお願いしておりますが、保守点検や清掃の他、年1回の定期検査（浄化槽法第11条検査）についても、必ず受検してください。また、改めてお願い申し上げます。

また、平成21年度の合併処理浄化槽補助金については受付を終了いたしましたが、合併処理浄化槽は水質環境保全のうえで重要な役割を果たしています。平成22年度についても、4月より補助金の受付を行う予定ですので、合併処理浄化槽の設置を検討されている方は、お問い合わせのうえ、ぜひご活用ください。

お問い合わせは、市都市整備課下水道室（市役所2階☎32・3957）まで。

《省エネ改修工事に係る固定資産税の減額措置》

平成20年1月1日以前に建築した住宅に、一定の省エネ改修工事を行つた場合（平成20年4月1日～平成22年3月31日までの間）、申請により翌年度分の固定資産税が3分の1減額（1戸当たり120m²相当分まで）になります。

◎対象となる改修工事（費用が30万円以上であること）

- ・窓の改修工事（例：窓の二重サッシ化、複層ガラス化など）
- ・窓の改修工事と併せて行う床、天井、または壁の断熱工事

※各制度について、改修工事後3ヶ月以内に申請してください。

◆新築住宅が対象

《長期優良住宅に係る固定資産税の減額措置》

長期にわたって良好な状態で使用される構造等を備えた良質な住宅の普及を促進するため、平成20年度税制改正により、「長期優良住宅の普及に関する法律」の規定に基づき認定された住宅を新築した場合、当該家屋に係る固定資産税を減額する制度が創設されました。

◎要件

- ・平成21年6月4日から平成22年3月31日までの間に新築されたもの
- ・人の居住の用に供する部分の面積が、家屋の床面積の2分の1以上のもの
- ・住宅の床面積が50m²（一戸建て以外の賃貸住宅の場合は40m²）以上280m²以下

◎減額される範囲

120m²相当分までの固定資産税が2分の1減額

◎減額期間

住 宅 の 種 類	減 額 期 間
一般の長期優良住宅（左記以外）	新築の翌年度から5年間
3階建て以上の中高層耐火長期優良住宅	新築の翌年度から7年間

各制度について、申請の方法や必要書類など詳しくは、市税課 固定資産税係（市役所1階☎32・2115）まで。